



TITLE:

<論文>ネッケルの統治論 --1770年代フランスにおける自由と統制--

AUTHOR(S):

谷田, 利文

CITATION:

谷田, 利文. <論文>ネッケルの統治論 --1770年代フランスにおける自由と統制--. 調査と研究 : 経済論叢別冊 2012, 38: 49-62

ISSUE DATE:

2012-10-01

URL:

<https://doi.org/10.14989/219602>

RIGHT:

〈社会経済思想史研究の現状〉

ネッケルの統治論

——1770年代フランスにおける自由と統制——

谷田利文

I はじめに

フランスで1750年代から始まる穀物取引論争は、従来王国の統制下に置かれてきた穀物取引を自由化しようとするものだった。この論争は、フィジオクラット（重農主義者）による経済的自由主義成立の契機として解釈されてきた。

しかし、穀物取引の自由化を宣言した1763・64年の王令は、穀物価格の高騰と暴動の頻発を招き、1770年には廃止される結果となる。その後、1775年に財務総監となったチュルゴによって再び自由化されるものの、小麦粉戦争という民衆暴動の勃発を受け、チュルゴの失脚、規制の復活という経緯をたどった。つまり、フィジオクラットによる経済的自由主義の提唱は、現実にあつては、従来の穀物規制による低価格を求める民衆によって挫折することとなった。1770年代は、自由化の実験が失敗をむかえた時代なのである。

この自由化の実験の失敗は、思想上はいかなる影響をもったであろうか。つまり、フィジオクラットが主張した無制限な自由は、民衆暴動による規制復活を受け、どのように修正・継承されたであろうか。

1770年代は、フィロゾーフの中でも大きな意見の対立が起きた時代であった。それまで、フィジオクラットに好意的であった者も、自由化の帰結を目にすることで、無制限な自由への批判を行うことになった。中でも、1770年代にフィジオクラット批判の主役の一人となった

のがネッケルであった¹⁾。

ネッケルは、自由化に反対したことで「啓蒙」に敵対した保守派とみなされ、フィジオクラットと比べれば、関心を集めることが少なかった。はたしてネッケルの思想の中に、忘却から救い上げるべきものはないのだろうか。

穀物取引論争は、端的に言えば、穀物取引を自由化するか否かをめぐる論争だといえる。しかし、先行研究では、政策論争にとどまらないさまざまな解釈を行ってきた。ここでは、穀物取引論争についての解釈を大きく三つの視点に分けて整理したい。それは、経済的自由主義の成立、公共性、統治技法の三点である。

第一に、経済的自由主義の成立を穀物取引論争に読み取る視点がある。ケネーは、農業生産物のみを真の富である「純生産物」とみなした。重商主義政策において、国際的な競争力のある製品を作るため、労賃を抑える目的で、穀物の低価格政策がとられたという。その帰結は農業の荒廃であり、穀物取引を自由化することによって、農業生産者は年々の再生産が可能な価格である「良価」を維持することができ、フランス全体の富の拡大をもたらすと論じた²⁾。

また、モラル・エコノミーからポリティカル・エコノミーへの変化をみる視点、イシュトファ

1) 同じく批判的な立場をとり、『小麦取引をめぐる対話』を書いたガリアーニについては、別稿で扱うため、ここでは論じないことにしたい。

2) ケネーについては以下を参照。大田一廣「フランソワ・ケネー——再生産の秩序と秩序の再生産」(坂本達哉責任編集『経済思想3 黎明期の経済学』日本経済評論社) 261-312ページ。

ン・ホントのように分配的正義から交換的正義への変化を読み取る視点も大きくはここに含まれるだろう³⁾。ホントは、アダム・スミスが、トマス・アクィナス以来の分配的正義の論理を乗り越え、経済学の言語に基づく、交換的正義の原理を確立させたとする。そして、フランスにおける穀物取引論争がスミスに与えた影響を指摘し、フィジokratへの批判者を評価しつつも、それを乗り越えたスミスの先見性を強調する。

第二に、公共性という視点がある。ハーバーマスは、フランスでは、1750年代から「市民的公共性」が現れたと主張した⁴⁾。それを受けて、K・M・ベイカーは、「公論」の誕生を、ジャンセニズムの秘蹟の問題、穀物取引の自由化の問題と王室財務行政問題の三つの問題をめぐる、王権と高等法院の対立にみている⁵⁾。

第三に、統治技法の変化という視点がある。ミシェル・フーコーは、統治性研究において、従来、絶対王政におけるパターナリスティックな統制主義と考えられる傾向にあったポリス

を、国家理性と結びつき、国力を増大させるために、より良き生、あるいは幸福のためとして、臣民の生活の細部に規制を加え、臣民を規律化していく統治技法として捉えなおした。これにより、ポリスには、後の福祉国家につながる、生を対象とした権力の一形態という位置づけが与えられた⁶⁾。

そして、穀物取引論争を契機に、規律システムであるポリスから自由を前提とした安全システムへと統治技法の変容がみられるという。自由化によって、穀物価格が上昇すれば、食糧難が生じ、飢え死にする者も出てくる。しかし、そのことによって、逆に人口は安定するのだという。つまり、ここでは、人口という水準と、個人の群れという水準の分断が起こっており、統治の最終的目標は人口となるというのである。この新たな統治技法においては、自由とは安全システムと相関関係にあるものに他ならず、安全システムは自由が与えられて初めてうまく機能することができるという⁷⁾。このフーコーの議論により、穀物取引論争は、臣民の規律訓練を目的とするポリスから、自由を前提とする統治技法である安全システムへの転換点という視座が与えられた。

以上のように穀物取引論争を三つの視点から整理したが、この三つの解釈に共通する問題点として自由派への偏りがあげられる。現実には、自由化の実験の失敗をむかえたことを考えれば、自由化に批判的な立場の議論も分析するべ

3) Hont, I., *Jealousy of trade: international competition and the nation-state in historical perspective*, Cambridge, 2005. (イシュトファン・ホント (田中秀夫監訳、大倉正雄・渡辺恵一訳者代表) 『貿易の嫉妬——国際競争と国民国家の歴史的展望』昭和堂, 2009年)。

4) ユルゲン・ハーバーマス (細谷貞雄・山田正行訳) 『第2版 公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』未来社, 1994年。

5) Baker, K. M., "Defining the Public Sphere in Eighteenth-Century France: Variations on a Theme by Habermas", in *Habermas and the Public Sphere*, ed. by Calhour, C., Cambridge, 1992, p. 191. 穀物取引の自由化を公共性の成立の契機と捉える研究として以下のものがあげられる。ロジェ・シャルチエ (松浦義弘訳) 『フランス革命の文化的起源』岩波書店, 1999年。阪上孝『近代的統治の誕生——人口・世論・家族——』岩波書店, 1999年, 119-190ページ。安藤隆穂『フランス自由主義の成立——公共圏の思想史』名古屋大学出版会, 2007年。

6) Foucault, M., *Sécurité, territoire, population: cours au Collège de France (1977-78)*, Paris, 2004. (ミシェル・フーコー (高桑和巳訳) 『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義1977-1978年度 ミシェル・フーコー講義集成7』筑摩書房, 2007年)。フーコーの統治性研究については、米谷園江『ミシェル・フーコーの統治性研究』『思想』870, 1996年12月, 77-105ページを参照。

7) Foucault, *op. cit.*, pp. 31-56. (フーコー, 前掲書, 37-67ページ)。

きではないだろうか。自由化に反対し、保守派とされてきた思想家の著作を分析することで、上記の研究が見逃してきたより複雑な自由と統制の関係を明らかにできるだろう。

次に、先行研究を参照しながら、上記の解釈に対する批判、修正点を探ろう。第一の経済的自由主義については、1970年代から、従来のフィジokrat中心の研究が批判され、グルネー・サークルなど、自由と保護の両面を備えた経済思想が再評価されている。津田内匠は、グルネーの著作の発見・出版を通して、この新たな流れを牽引し⁸⁾、米田昇平は、ボワギユール、ムロン、フォルボネ等の研究を通して、フランス経済思想の新たな像を示している⁹⁾。

特に穀物取引論争については、ロイック・シャルルによって、自由化王令がフィジokratではなく、グルネー・サークルの影響の下になされたことが主張された¹⁰⁾。しかし、筆者が対象とする1770年代は、残念ながらほとんど論じられていない。ネッケルの著作を論じることで、以上のような研究を引き継ぎ、より複雑な18世紀フランスの経済思想を描き出したいと考える。

分配的正義から交換的正義というホントの見解についても、貧困問題など、スミスに分配的正義を読み取る解釈もあり、殊に自由化の実験が失敗する結果となったフランスについては、慎重であらねばならないだろう¹¹⁾。ホントの著

作に対しては、1986年の『『国富論』における必要と正義』における前記の主張、分配的正義から交換的正義へという見解と、2005年の『貿易の嫉妬』における主張とは隔たりがあるとする指摘もある¹²⁾。論文集の形をとる『貿易の嫉妬』には、長大な序文が新たに書かれているが、そこでは、経済的国家理性の歴史、経済的ナショナリズムの歴史を探ることが大きな主題となっている¹³⁾。「十八世紀の間、商業はさほど穏和〈doux〉ではなく、危険であった¹⁴⁾」というのである。

この18世紀を経済的国家理性の歴史と捉えるホントの視点は、ネッケルの国家論、統治論を保守的だとして看過するのではなく、従来の統制から自由へという枠組みでは捉えきれない政治経済学の問題を考察する際に、大きな手掛かりを与えてくれると考える。

第二の公共性については、後に触れるように公信用と公論の関係を考察した王寺賢太の研究や、ネッケルが世論を民衆の情念や慣習と把握していたとする安藤裕介の研究など、重要な読み直しがなされてきている¹⁵⁾。

第三の統治技法については、フーコー自身、規律から安全へと完全に切り替わるのではなく、重点の置き方が変わるだけだという¹⁶⁾。し

ネルヴァ書房、2011年）35ページ。

12) 伊藤誠一郎「経済ナショナリズムと国家理性論についての再検討——『貿易の嫉妬』にみるナショナリズムの意味」『経済学史研究』53-2、2012年1月、76-98ページ。

13) Hont, *op. cit.*, (ホント、前掲書)。

14) 同書、日本語版序文、ivページ。

15) 王寺賢太「代表制・公論・信用——『両インド史』の変貌とレナル、ネッケル、デイドロ——」(富永茂樹編『啓蒙の運命』名古屋大学出版会、2011年) 39-73ページ。安藤裕介「ネッケルにおける技法としての政治経済学：世論・市場・介入主義」『一橋大学社会科学古典資料センター年報』31、2011年3月、25-37ページ。以下、安藤[2011]と略。

16) Foucault, *op. cit.* p. 10.(フーコー、前掲書、11ペー

8) Vincent de Gournay, *Mémoires et lettres de Vincent de Gournay*, éd. par Takumi Tsuda, Tokyo, 1993. 津田内匠「フランス革命と産業主義」『経済研究所年報』3、1990年4月、5-65ページ。

9) 米田昇平『欲求と秩序——18世紀フランス経済学の展開』昭和堂、2005年。

10) Charles, L., *La Liberté du commerce des grains et l'économie politique (1750-1770)*, Doctrat de sciences économiques, Université de Paris 1, 1999.

11) 新村聡「アダム・スミスにおける貧困と福祉の思想」(小峯敦編著『経済思想のなかの貧困・福祉——近現代の日英における「経世済民」論』ミ

かし、その変化については十分に論じられているとは言いがたい。フーコーが穀物取引論争の中に安全システムを読み取ったのは、1750年代の自由化側のテキストだった。その後、1763・64年に実現した自由化は、1770年代には挫折し、74年のチュルゴによる再度の自由化も、また小麦粉戦争などにより失敗に終わったという歴史的コンテクストを考えるなら、思想においても、ネッケルなど無制限な自由化に反対した論者を検討することで、統治技法の変化の機微をより明らかにできるのではないだろうか。

本稿では、以上のような穀物取引論争についての新たなアプローチを引き継ぎながら、ネッケルの著作を、政策論ではなく統治論として読み解くことを目的とする。政治体をいかに統治するかという問題の中に、以上の三点（経済的自由主義、公共性、統治技法）が含まれ、それらが密接に結びついていることが明らかになるであろう。

II ネッケルの生涯と先行研究

前章では、穀物取引論争の三つの解釈を示したが、本章ではネッケルの生涯を簡単に示した後、先行研究を検討する。その中でネッケルの統治論を検討することが、その三つの解釈に対してどのような新たな解釈を示しうるかを明らかにしたい¹⁷⁾。

ネッケルは1732年ジュネーヴに生まれ、父親は法学教授であった。そして、15歳で単身パリに赴き父親の友人I・ベルネの銀行に雇われる。彼は金融の世界で才能を示し、1762年、ベルネ引退時に、その甥P・テリュッソンに銀行の共同経営者として抜擢される。

翌1763年には、東インド会社再建を提唱し、

経営組織への代表制の導入を主張する¹⁸⁾。1764年には、シュザンヌと結婚するが、その娘が後のスタール夫人である。シュザンヌが開いたサロンは、フィロゾーフ達との交流の場となり、ネッケルが後に財務長官に昇りつめる素地を作っていた。

1768年には、ジュネーヴ共和国のパリ駐在官となり、行政の仕事に携わるようになった。文筆家としては、1773年『コルベール讃』のアカデミー・フランセーズでの受賞により文名を高めた。そして、1775年にはチュルゴの穀物取引の自由化を批判する『立法と穀物取引』を出版する。この出版と機を同じくして勃発した小麦粉戦争も相まって、大きな評判を得ることとなった。

そして、1777年にはアメリカ独立戦争による財政の悪化を受け、財政再建を期待され、ついに財務長官に就任することとなる。プロテスタントであったため、財務総監にはなれなかったが、実質的には同じ役目を担った。ネッケルは、増税ではなく、国債の大規模な募集による財政再建を目指し、後のフランス銀行にもつながる割引銀行の改編、フィナンシエからバンキエへの財政構造の変化、王庫から国庫への転換を図った¹⁹⁾。

1781年に出版されたフランスの財政収支報告である『国王への報告書』は、公信用を高めるために重要な方策であったが、国家機密をもらしたとする批判もあり、5月には辞職を余儀なくされた。

その後、『フランス財政論』などの著作活動に専念するが、1788年カロンの後を受け、再び財務長官に就任する。1789年7月、三部会開催をめぐり辞職に追い込まれるが、バスティーユ襲撃後、復職する。しかし、民衆の人

18) 王寺, 前掲論文, 43-45ページ。

19) 岡本明「ネッケル初任期の財政問題——18世紀後半英仏比較租税・財政史——」『西洋史学報』14, 1988年, 1-30ページ。

ジ)。

17) ネッケルの生涯については, Egret, J., *Necker ministre de LouisXVI 1776-1790*, Paris, 1975参照。

気は長くは続かず、1790年には辞職し、スイスのコペーで著述生活を送ることとなり、1804年に死去した。

次に、先行研究を検討したい。

標準的な研究としては、ネッケルの思想を、経済・社会思想、政治思想、宗教的思想の観点から総合的に考察したグランジュの研究、伝記的研究としては、エグレの研究があげられる²⁰⁾。

人道主義的なネッケルのイメージについては、リシュタンベルジェによって、その所有権批判、階級対立の強調の指摘、そして社会主義の先駆者としての位置づけがなされた²¹⁾。実際、ネッケルは貧困への対策を訴え、ネッケル夫人も慈善家として知られる。人道主義的なネッケルのイメージは、後に示すように、ネッケルの統治論において非常に重要な要素であり、古い研究ではあるもののリシュタンベルジェの研究から学ぶことは多い。

財務長官としてネッケルが実施した財政改革については、ハリスそして、岡本明の研究があげられる²²⁾。

ネッケルの統治論の特徴である人口論については、岡田實の研究によって、ネッケルのみならず、フランスにおける18世紀の人口思想の変化を追うことができる²³⁾。

そして、近年のネッケル研究の一つの焦点として、公共性、世論の問題があげられる。ハーバーマスは、ネッケルの『国王への報告書』を公共性と関連づけて論じたが、近年では、ネッ

ケルの世論を、民謡、図像なども含めて分析したビュルナンの研究が重要であろう²⁴⁾。また安藤隆穂は、経済的自由から政治的自由へとつながるものとして公共性を把握したコンドルセと比較し、ネッケルにおける公共性が、政治的主体のないものであったことを指摘する²⁵⁾。

日本において、ネッケル研究は決して数が多いいとはいえないが、2011年以降重要な研究が発表されている。

王寺賢太は、代表制・公論・信用の三点からネッケルの思想を分析し、地方行政府の構想にみられる代表制、『国王への報告書』による王国財政の公表という公論、そして、代表制と公論に密接に結びつくものとして、信用、つまり国債募集ともつながる公信用の問題を指摘する。公共性を公信用と関連して考察する点に、その独自性がある。また、ネッケルと、公論の不安定さ、公論に依拠する政治の脆弱性を認識していたレナルとデイドロとの差異も指摘している²⁶⁾。

安藤裕介は、世論・市場・介入主義の三点から、均衡の技法としてのネッケルの政治経済学を描き出す。世論の中に渦巻く情念や感情は慣習によって安定すること、穀物取引の自由化は、それを不安定にし、為政者は膨大なエネルギーの噴出と衝突する危険があるという。ネッケルは、首尾一貫した科学的原理よりも、世論に対して鋭く神経を尖らせ、これと巧みに渡り合う技法を為政者に要求したという²⁷⁾。

20) Grange, H., *Les idées de Necker*, Paris, 1974; Egret, *op.cit.*.

21) アンドレ・リシュタンベルジェ(野沢協訳)『十八世紀社会主義』法政大学出版局、1981年(原著1895年)。

22) Harris, R. D., *Necker, Reform Statesman of the Ancien Régime*, California, 1979. 岡本, 前掲論文。

23) 岡田實『フランス人口思想の発展』千倉書房、1984年。

24) ハーバーマス, 前掲書。Burnand, L., *Necker et l'opinion publique*, Paris, 2004.

25) 安藤, 前掲書, 74ページ。

26) 王寺, 前掲論文。

27) 安藤 [2011]。安藤裕介「世論・市場・介入主義——ネッケルの政治経済学と穀物取引の自由化」(川崎修編『伝える——コミュニケーションと伝統の政治学』風行社、2012年) 176-201ページ。ネッケルとチュルゴの比較としては、安藤裕介「自由化原理の適用をめぐる問題——チュルゴとネッケル, 二人の為政者像を中心に」(中野勝郎編著『市

以上のように、ネッケルの世論についての研究は、近年大きな進展がみられているが、本稿ではそれを参照しながらも、前章で示した他の二つの視点についても考察したいと考える。

本稿で取り上げる『立法と穀物取引』という著作の中には、貧困・階級格差の問題、人口論、世論といった、以上の先行研究で指摘された要素が含まれており、そして、それは相互に結びつき、統治論として描き出されていると考える。

民衆の悲惨な生活の救済を求める慈善家としてのネッケルと、フランス王国という政治体の力の維持・増大を求める統治者としてのネッケル、この二つの側面を考察する中で、政治体がいかに統治されうるかを明らかにしたい。それは、国家による福祉、生権力の一つの祖型としても重要であろう。

また前章で示したように、経済的自由主義、特に分配的正義から交換的正義への変化、そして公共性、規律から安全への統治技法の変化という穀物取引論争についての三つの解釈を検討する。ネッケルの統治論を考察することで、以上の解釈に対していかなる新たな解釈が可能かを探りたい。

Ⅲ 民衆への配慮

それでは、ネッケルの穀物取引についての著作である『立法と穀物取引』（1775年）の読解に入ろう。

この著作は穀物取引の自由化の是非を問う政策論であるだけでなく、統治の方法を、国家の富や、人間本性との関係から論じた著作でもある。本章では、人道主義者、社会主義者といったネッケル像を検討するため、その民衆観を中心に考察したい。後に示すように、ヒューマンイズムは彼の統治論の核の一つであり、決して看

過することはできない問題だと考える。

まず、ネッケルの階級論をみよう。ネッケルは、穀物との関係から臣民を三つの階級に分け、それぞれが異なる権利を主張するという。その三階級とは、地主、商人、民衆である。地主 *propriétaire* にとって、穀物は土地の生産物であり、所有の権利を主張する。商人 *négociant* にとって、穀物は売買の対象であり、自由の権利を主張する。民衆 *peuple* にとって、穀物は生存のために必要なものであり、ユマニテ *humanité* の権利を主張する²⁸⁾。

ネッケルが統治者が最も配慮すべきだとするのは、民衆である。

熟慮はしないが、その本能によって啓蒙され、その欲求によって命じられた民衆は、穀物とその生命の維持に必要な要素とみなす。彼は大地の上であり、そこで生きたいと望む。彼は労働によって、なんとか生活の糧をつかみうることを望む。民衆はそれを保証するポリスの法を求める²⁹⁾。

ここで民衆が主張するというユマニテの権利とはいかなるものだろうか。多義的なこの言葉を理解するため、ネッケル自身の定義をみてみよう。ネッケルによれば、ユマニテの権利とは「地主の過度の要求によって、しばしば損なわれ、生存を望み、その代わりに労働と力を提供する時、民衆によって要求される権利³⁰⁾」である。無条件ではなく、自らの労働と力との交換によって手にいれる生存の権利だということは重要であろう。

28) Necker, J., "Sur la Législation et le commerce des grains," *Œuvres complètes de M. Necker*, tome 1, M. le Baron de Staël (éd.), 15 vols., Treuttel et Wurtz, 1820-21, pp. 4-5. 以下、ネッケルの著作の引用は先行訳を参考にさせていただいた。

29) *Ibid.*, p. 5.

30) *Ibid.*, p. 317.

ここでの民衆とは、財産がなく、ほぼ同じ境遇の親の下に生まれ、いかなる教育も受けることができず、その力以外のいかなるものも、もたない人々のことを言う³¹⁾。「その階級は、社会において最も数が多く、その結果として、最も惨めなものだ。なぜなら、その生存はもっぱらその日々の労働次第であるからだ³²⁾」というように、財産がなく、まさしく食べるために働かざるをえない人々のことをさす。

彼〔立法者〕は、とりわけ彼らの不満を表現する演説家を全くもたない、その多くの人々の保護者であらねばならない。彼はその人々の苦しみを学ばなければならない。なぜなら、彼らの声は、苦悩の中からしかわき上がらないからだ³³⁾。

ネッケルは民衆を定義するにあたり、イングランドについても触れ、イングランドの民衆は、代議制という自分の意見を表現する手段をもつため、最も民衆らしくない民衆であるという³⁴⁾。統治者は、代議制をもたないフランスの民衆のために、彼らの苦しみをくみ取り配慮しなければならないのである。

このような民衆の苦しみの原因とは何であろうか。ネッケルはそれを持てる者と持たざる者の激しい階級対立であるという³⁵⁾。フランスでは、1763・64年の自由化王令が、穀物価格の高騰を招いた。そしてチュルゴによって再びなされた自由化は、穀物価格の高騰と、小麦粉戦争に象徴されるような、民衆のエネルギーの噴出をもたらした。社会秩序の安定化を担っていたポリス規制がなくなり、民衆の生存欲求は暴動という形をとって、政治体の秩序を脅かす結

果となったのである。

貧しい民衆にとって、安価な穀物は、家族を養い、病に備えるためのわずかな貯えを生むものだった。しかし、自由化による急激な穀物価格の高騰は、健康のための貯え、子供の日々の栄養、力を維持するために必要な生活必需品を奪う結果となった³⁶⁾。

地主が生活必需品の値段を上げ、労賃を上げるのを拒んだ時、社会の二つの階級間に、暗い悲惨な戦いが生じるのだという。自由化王令は、強者が弱者を法の庇護の下に、抑圧する結果となった³⁷⁾。「パンの価格が上がるにつれて、地主の支配力が増す³⁸⁾」のである。

「明日飢え死にしないためには、今日働かなければならない。地主と労働者の争いの中で、一方は自分と家族の命をかけるが、もう一方は奢侈の増加がただ遅れることしかかけていない³⁹⁾」のだ。

このような階級対立の把握が誤りではなかったことは、穀物価格と労賃についてのデータからも立証できる。1735年から89年の約50年間で、物価は50パーセント以上上がったのに対して、賃金は20パーセントしか上昇していない⁴⁰⁾。革命前の半世紀は、労賃に占めるパンの価格の割合が次第に上昇していく時代であった。ネッケルは、このような経済的状况の中で、最も統治者が配慮すべき民衆という階級を新たに定義したのだ。

このように、1770年代の自由化後の穀物価格の高騰、それによって、より惨めな状況に置かれた民衆による暴動の頻発という社会情勢を、ネッケルは見抜くことができた。「慈善家」

31) *Ibid.*, p. 137.

32) *Ibid.*, p. 137.

33) *Ibid.*, pp. 6-7. 以下、〔 〕は筆者による補足。

34) *Ibid.*, p. 131.

35) *Ibid.*, p. 73.

36) *Ibid.*, pp. 73-74.

37) *Ibid.*, p. 73.

38) *Ibid.*, p. 74.

39) *Ibid.*, p. 74.

40) エドガール・フォール（渡辺恭彦訳）『チュルゴの失脚——1776年5月12日のドラマ（上）』法政大学出版局、2007年（原著、1961年）、343ページ。

ネッケルあるいは、「社会主義者」ネッケルという像が描かれたのは理由なきものではないであろう。

しかしながら、これがいわゆるヒューマニズムによる民衆救済論かといわれれば、問題はそう単純なものではないと思われる。それは、『立法と穀物取引』の他の箇所、特にネッケルの国家論をみることで明らかとなるだろう。

IV 国家の繁栄の証としての人口

前章では、民衆が置かれた惨めな境遇を指摘し、統治者の配慮を求めるネッケルの主張をみた。彼が人道主義者や社会主義の先駆者とされるゆえんを理解されたであろう。

ただし、ネッケルの民衆観は、彼の国家論と合わせて考察することで、違う像を示すことになるだろう。彼自身が、民衆への同情心、憐れみをもっていたかどうかは明らかではないが、後に、財務長官としてフランスの舵取りを行ったように、ネッケルの著作には統治者として、フランス王国という政治体を構成する重要な一部分として民衆をみていることが読み取れる。その点を明らかにするため、本章ではネッケルの国家観、そして統治の対象としての民衆という主題を検討する。

ネッケルは「国家の繁栄は、必然的に、幸福と力に依存しなければならない⁴¹⁾」という。幸福は、秩序、正義、公平を求め、力は、政治的術策、主権者の機能の拡大を求めた。統治上の誤りとは、「社会のその二つの本質的な条件、幸福と力を融合すること、同時に考えることの不手際⁴²⁾」から生じるという。

幸福と力のそのどちらかだけを求めるのでは誤りに陥ってしまう。専制君主は力のみを求め、熱心なユマニテの友は、幸福のみを求め失敗す

る⁴³⁾。「人々の情念のただなかでは、守られることのない幸福は、つかの間のそよ風であることを忘れる。……良識ある行政官は、その致命的な誤りから身を守る。彼は力によって、彼が幸福のために築いた、体系を支える⁴⁴⁾」のである。

そして「もし、その数が社会のさまざまな階級間の幸福な調和によってのみ、増加しうるなら、政治経済学において、人口は幸福と力の最も確かな保証となる⁴⁵⁾」と論じ、幸福と力の融合の結果としての国家の繁栄を人口として把握する。

幸福のみを求めるのでは失敗してしまう。民衆のユマニテの権利の保護は、国家の力と結びつかなければならない。ここでは、民衆の生きる権利が、国家の繁栄の証明となる人口と密接に結びついて把握されていることがわかるだろう。

ネッケルの人口論は、岡田實が指摘したように、単なる人口増加論ではない⁴⁶⁾。ネッケルは、人口増の限界を認識し、人口増がより階級格差を生むことも認めているが、一方で国家の穀物取引への規制によって、その格差、民衆の惨めな状態を緩和しようと述べている⁴⁷⁾。

ネッケルは人口増のために、生活必需品を重視し、穀物を輸出することは禁じられなければならないとする。そして、フランスのような大国は、国内で生産された食糧によってのみ、人口を増やし、絶えず、永続させることができるという⁴⁸⁾。

また、穀物輸出を禁じるためには、マニュファクチュアを振興しなければならないという。それは、農業国は、国外の物品を輸入するために、

43) *Ibid.*, p. 12.

44) *Ibid.*, p. 12.

45) *Ibid.*, p. 14.

46) ネッケルの人口論については岡田、前掲書を参照されたい。

47) Necker, *op. cit.*, pp. 26-28.

48) *Ibid.*, pp. 28-29.

41) Necker, *op. cit.*, p. 11.

42) *Ibid.*, p. 12.

農産物を輸出しなければならないのに対して、マニファクチュアが進展した国は、工業品を輸出することで、国外の必要な品々を輸入することができるからだ。国内においても、マニファクチュアは、地主の欲望を刺激し、農業の振興をもたらすのである⁴⁹⁾。

また、国家の繁栄が、金や貨幣よりも、人口に依拠するという指摘も重要であろう。貨幣とは異なり人口はそれ自体で兵力として国家の力となる⁵⁰⁾。人口のために食糧を確保することは、国家間の争いに直結するのである。

このようにネッケルの思想には、国内、国外の区別が強くみられる。それぞれの国が、得意な物品の生産に特化し国際的に分業を行い、相互に依存することが、結果として国際平和をもたらすとケネーは主張した⁵¹⁾。しかし、ネッケルはその国際間の相互性を否定する⁵²⁾。他国が、貿易に制限を加える中、フランスだけが自由貿易に踏み切ったとしても、他国との相互関係は得られず、フランスの荒廃を招くのみであるという。

このようなネッケルの主張を、保守的だと批判することはたやすい。啓蒙の時代にあって、自由ではなく統制を唱え、コスモポリタニズムではなくナショナリズムを唱えるとはと。しかし、自由化論者が期待する国際的な自由貿易は、現実には非常に困難なものであった。フランスは1786年に結ばれたイーデン条約による痛手によってそれを思い知ることになった。自由貿易を原則とするこの英仏通商条約は、イングランドを利し、フランス産業の荒廃を招いた⁵³⁾。

ホントが『貿易の嫉妬』で示したように、18世紀のヨーロッパは、経済的自由が進展する啓蒙の時代である一方で、戦争の世紀であり、国家理性の時代であった⁵⁴⁾。戦争において重要な兵力を左右する人口を維持し、兵站としても重要である穀物を国外に流出させないこと。民衆に祖国を守るために命を捨てよと命じるならば、統治者は、穀物価格を規制することで、彼らの生活を保証しなければならないのである。

本章の最後に、ネッケルの人口論が、フーコーが示した人口を対象とした統治である安全システムとどのような関係にあるかを考察したい。

フーコーは、人口のうちのある部分が死ぬことで、全体としては均衡がとれるという発想を穀物取引論争に読み取った⁵⁵⁾。しかし、ネッケルは最も数が多く、最も惨めな民衆が餓死することを容認しない。ここには大きな対立が存在する。

穀物の自由な輸出は、苦悩や死を帰結する高値にさらしうる。しかし、その同じ高値が耕作のための新たな熱意を与え、より大きな方法を生み出す、そして、人口が受けるその一時的な損失は、時と共に十分に回復される⁵⁶⁾。

という自由化側の主張を示し、それに対して、滅び行く1000人と生まれ行く世代の10万人との間に、道徳においても感情においてもいかなる平等性があるのかと問う。そして、来たるべき人類への同情は、我々を囲む1万人の不幸な人々の叫びに対して心を閉ざすことになるとい

49) *Ibid.*, pp. 35-41.

50) *Ibid.*, p. 19.

51) 平田清明『経済科学の創造——「経済表」とフランス革命——』岩波書店、1965年、154-155ページ。

52) Necker, *op. cit.*, p. 47.

53) 津田内匠「自由貿易と保護主義の相克——18世紀フランスのイーデン条約をめぐる——」(杉山

忠平編『自由貿易と保護主義——その歴史的展望』法政大学出版局、1985年) 27-58ページ。

54) Hont, *op. cit.* (ホント, 前掲書)。

55) Foucault, *op. cit.*, pp. 31-56. (フーコー, 前掲書, 37-67ページ)。

56) Necker, *op. cit.*, pp. 59-60.

う⁵⁷⁾。

同じく人口に着目しながらも、その差異は大きい。自然に任せることで、社会の一定部分を犠牲にしながらも、全体では均衡に達するという発想をネッケルは認めない。現実にあつては、飢餓を訴える民衆の暴動は、社会秩序を脅かす力をもっていた。ネッケルは、統治を考えるにあたり、それを決して人間本性と引き離して考えはしなかった。身体と欲望をもった人間、つまり、生きるために働き、食べるために自分の力を労働として売る民衆の本性をである。

以上のように本章では、ネッケルの民衆のユマニテの権利の保障という発想が、国家の繁栄の証としての人口と結びついていることを示した。ネッケルは決してユマニテのみを求めたのではなく、幸福と力の融合、そしてその結果としての人口増を主張したのである。

V 情念の管理 啓蒙の不可能性

Ⅲでは、ネッケルの民衆への配慮という視点、Ⅳでは、その配慮が人口という国力と密接に結びついていたことを示した。本章では、「人間本性ととの関係において検討される穀物取引の自由の問題」という章を中心に、ネッケルが人間本性、情念をどのように把握し、それを管理しようとしていたかを論じたい。

ネッケルの目の前にあつた現実、穀物価格の高騰の中、暴動によってその不満を噴出させる民衆の情念、その現状に統治者はいかに対処すべきだろうか。

フィジオクラットは、民衆のもつ、穀物規制を求める考えは、偏見にすぎないものだと考えていた。自由化による高価格を通り過ぎることで、生産力が拡大し、飢餓のない社会に到達することができる。その過程で、再び規制を行つてしまえば、すべて無駄になってしまう。

コンドルセは、チュルゴの片腕として穀物取引論争に参加し、ネッケルを批判した。その中で、「自由がもたらす善には二種類ある。自由の利益がある。そして自由であることの喜びがある⁵⁸⁾」そして、「人間は啓蒙されればいっそう、彼らの利益と権利を知るようになる。その結果、より所有権と法を尊重するようになる。破壊や略奪の精神は、ほとんど常に無知を伴う⁵⁹⁾」という。コンドルセは、教育による人間本性の改良を信じる。

一方、ネッケルは次のように述べる。

地主が、丸一日の奉仕を求めず、彼らを養おうとすればいい。彼らに本と教師を同時に与えればよい。そうすれば、その民衆も、国家の繁栄についてじっくり考えることができるようになる。経済の計算を学んで、パンが高ければ高いほど、より幸福であるに違いないと、おそらく理解するだろう⁶⁰⁾。

つまり、教育、すなわち民衆の啓蒙を論じる前に、貧しい人々への配慮が必要であるというのである。その配慮とは、穀物取引の規制である。その日暮らしの民衆、生きるために労働を強制されている民衆に、教育を受ける時間などあるだろうかと問うのだ。

国家、数世紀、次の世代の繁栄は、民衆の心を打つことができない言葉だ。民衆はその労苦によってのみ、社会の中で生き延びる。そして、未来と呼ぶその果てのない全ての隔たりの中で、明日しか見えない。民衆は惨めさによってより遠くの利益を奪

58) Condorcet, *Œuvres de Condorcet t. XI*, Stuttgart-Bad Canstatt, 1968, p. 179. コンドルセとネッケルの対立については、安藤、前掲書を参照。

59) *Ibid.*, p. 195.

60) Necker, *op. cit.*, p. 130.

57) *Ibid.*, pp. 60-61.

われているのだ⁶¹⁾。

つまり、ネッケルは、長期的な国富の拡大や、教育に対して、短期的な配慮の必要を訴えるのである。ただ、民衆の教育について、そしてその不平等な境遇についてのネッケルの議論の限界も示しておくべきだろう。

ネッケルは、どのように民衆の情念を服従させることができるのかと問い、養うためのパンと、慰めるための宗教によってであるという⁶²⁾。

知り理解する能力は、自然からの普遍的な贈り物である。しかし、それは教育からしか発達しない。……しかし、社会秩序の結果である、富の不平等において、教育は財産なく生まれたあらゆる人々に禁じられている⁶³⁾。

ここでは、富の不平等という現状が人民の教育の可能性を奪っているだけで、教育の可能性自体を否定してはいないと読むこともできる。

しかし、一方で、ネッケルは民衆を啓蒙することは、地主にとって不利ではないのか、彼らが平等を求めてもいいのかと問いかける。そして、結局のところ、不平等性は決して変わることはなく、いかなる時代の民衆も同じままだろうという⁶⁴⁾。

ネッケルは、前述したようにイングランドの国制を理想とし、代議制という自らの意見を表明する手段をもつイングランドの民衆を、最も民衆らしくない民衆だと評する⁶⁵⁾。

しかし、古城毅が指摘するように、ネッケルがイングランドの国制の、階級間の社会的流動

性の少なさを評価していた点を考慮するなら、彼の代議制への訴えは、彼が特段の配慮を主張した、その日暮らしの民衆まで対象としていたかどうかは疑わしい⁶⁶⁾。

ネッケルは、現状における階級間の不平等を解体させようとまでは思っておらず、その階級自体は維持させながら、民衆の苦悩を和らげ、彼らの不満によって社会秩序が崩壊することを防ごうとしたといえよう。

このようにネッケルの議論には以上のような限界があるものの、また一方で安藤裕介も強調するように、民衆の情念、ときおり噴出するそのエネルギーをネッケルは決して軽視しなかったといえる⁶⁷⁾。

人民の支配的な情念を、一般的体系において服従させるように望むとき、人は誤るだろう。反対に、その情念に調和させるべきは、体系なのである⁶⁸⁾。

神聖な所有権と自由を標榜し、無制限の自由化を唱えるフィジオクラットの体系の精神に対し、ネッケルは、フィジオクラットが偏見とする、穀物規制を求める民衆の情念を重要視する。そして、ハーバーマス以来、世論という言葉が喚起させるような、啓蒙された精神ではなく、その民衆の情念を世論と呼ぶ⁶⁹⁾。

世論は法よりも強力であり、聡明である。それはいたる所に存在し、社会において、さらには家族の内においてまでもその支配を行使する点でより強力であり、法が過ち

66) 古城毅「フランス革命期の共和政論——コンスタンと、メストル、ネッケル、スタール——」『国家学会雑誌』117-5・6, 2004年, 171-172ページ。

67) 安藤 [2011]。

68) Necker, *op. cit.*, p. 129.

69) ネッケルの世論については、安藤 [2011] を参照されたい。

61) *Ibid.*, pp. 126-127.

62) *Ibid.*, p. 126.

63) *Ibid.*, p. 130.

64) *Ibid.*, p. 131.

65) *Ibid.*, p. 131.

を犯しうる一人の人間の所産であるのに対して、世論は諸国民と諸世紀の産物である点でより聡明なのである⁷⁰⁾。

佐藤卓己は、公的な意見である「輿論」と世間の雰囲気である「世論」の違いを論じたが⁷¹⁾、ネッケルの世論は、このどちらにも当てはまらない、第三の世論のあり方を示しているのではないだろうか。

ネッケルには、階級対立を強調しながらも、その対立を必然的なものと考え、その不平等な関係を固定的に考える側面もあった。それは、教育の可能性を論じるコンドルセとは異なるものの、一方で長期的な経済発展と教育を待つ前に、餓えに苦しみ、暴動によって社会秩序を崩壊させる短期的な問題に対処すべきだという視点もっていた。

民衆の情念を、教育によって容易に変化させようとは考えず、教育を論じる前に、その日暮らしの生活をする民衆の悲惨な生活を和らげることを考えなければならないという。それが、社会秩序を維持するために、民衆の生存欲求を管理しようとしたネッケルの答えだったといえよう。

VI 穏和な統治者

本章では、ネッケルが著作の中で示した理想の統治者像について検討する。それは、1775年に財務総監であったチュルゴへの批判であり、一方でその理想の統治者を知る自分を売り込む手段であったと考えられる。その統治者像は、フランスの行政の長となり、王国を統治するネッケル自身を投影した姿であろう。

前述したように、ネッケルは統治者は力と幸

福のどちらか一方に偏ってはならず、そのバランスをとることが重要だとしたが、穀物取引をめぐる自由と統制の問題も、どちらか一方、つまり極端に偏ることを拒む。

避難場所が打ち壊され、危険が取り囲む時、家畜の群れがその下に集う、良き牧人とならなければならない。しかし、雷雨が過ぎれば、自由はその力を取り戻し、法はその保護を取り戻さなければならない⁷²⁾。

統治者は非常時には手厚く保護し、危機が去れば自由を与える、牧人のようであれという。

完全な自由、無制限な自由は、1770年代におけるフィジオクラットの合言葉であった。彼らは1763・64年の自由化王令が制限つきのものであったことが、自由化の失敗の原因であったとした。ネッケルのポリス規制の擁護は、一方の極であるこの無制限な自由に対してなされた。

しかしながら、またもう一方の極である完全な規制も同様にネッケルの批判の対象となる。輸出の禁止によって国内に穀物が豊富になりすぎるならば、民衆の幸福と、一般的調和を壊し、社会のあらゆる階級を不満にさせる⁷³⁾。

もし、一般的で、一定の、永続的な規則を打ち立てることができるなら、それにより、それぞれの地主は、いつでもどれほどの量の小麦を、ある市場まで運ばなければならないかを知る。その永遠の協約は、社会の基礎を形成し、誰も不満を言わず、誰もそれによって不幸にならないだろう。しかし、そんな法は不可能である⁷⁴⁾。

70) Necker, *op. cit.*, p. 184.

71) 佐藤卓己『輿論と世論——日本の民意の系譜学』新潮社、2008年。

72) Necker, *op. cit.*, p. 319.

73) *Ibid.*, pp. 266-267.

74) *Ibid.*, pp. 230-231.

一般的、永続的な規則への批判、それは、完全なもの、絶対的なものへの批判ともつながる。

「たいていの原理の中には、完全なものも絶対的なものもない。自由、所有権、貿易、高価格、金銭、農業など、あらゆる経済的な組み合わせをそれに従わせようとするもろもろの合言葉は、全て正しい限度内に置くべき⁷⁵⁾」だと。

また、ネッケルが統治者に要求するものは、「穏和な精神」である。「穏和さはあらゆる賢明な行政、食糧に関するあらゆる永続的な法の本質的な条件である⁷⁶⁾」と語られる。

ネッケルが、統治者に求めるのは、完全な自由にも、完全な規制にも傾くことのない穏和な精神である。統治者は、穏和さをもって人民の後見人とならねばならないというのである。

民衆は「永続的な労苦を強いられ、広まりゆく啓蒙の光に参加しない。その結果、彼らの弱さと見捨てられた状態は、絶えずあなた〔統治者〕の後見を求めるのだ⁷⁷⁾」という。「何も持たない者は、あなたのユマニテ、同情、そして彼らのために所有の力を和らげる政治的法を必要とする⁷⁸⁾」のである。

ここに示されるのは、分配的正義を司る統治者像である。では、交換的正義についてはいかなる立場をとっているだろうか。

商業は交換を達成する。そして、その関係の下で、人間間の最も本質的な紐帯となる。そして、彼らの様々な欲望を満たす方法となる。しかし、その方法を目的とすること、つまり、商業を増すために、交換の必要性を増大させること、それは、明白な誤りである⁷⁹⁾。

商業そして交換は、目的ではなく方法であるという。統治者の役割は、「民衆の運命にとって最も影響力をもつ有益な分配⁸⁰⁾」にあるのだ。

ネッケルが理想とした統治者は、完全な自由でも完全な規制でもなく、その両極の間において、バランスのとれた統治を目指す。同様に、彼は交換的正義のみを求めるのではなく、統治における分配的正義の必要性を強調するのである。

したがってフランスにおける穀物取引論争を、分配的正義から、交換的正義への転換と位置づけることには留保が必要だろう。フィジオクラットによって、交換的正義が説かれた一方で、自由化の実験の失敗を受け、分配的正義の必要性もまた説かれた時代であったといえよう。そして、それは、ただ従来規制政策に戻ただけでなく、経済的自由主義、商業がもたらすものが、決して穏和な精神だけではないことを示すものだったのではないだろうか。

VII おわりに

ネッケルは、穀物取引の自由化によってその日暮らしを強えられる民衆という新たな階級を定義し、その国家による救済を説いた。しかし、それはヒューマニズムによるものではなく、力と幸福の融合としての人口増加を求めるものだった。民衆のユマニテの権利は、国家の力を増すために利用されるのである。

また、長期的な国富の拡大や教育を重視するフィジオクラットに対して、ネッケルは短期的な民衆の救済が必要だとする。不平等な社会を容認する点で限界が存在するものの、彼は、世論として表れる民衆の情念を決して軽視せず、それに慎重に対処し、穏和な統治によって、暴動などの情念の爆発を管理しようとした。

ネッケルの統治論には、ユマニテの権利を保

75) *Ibid.*, p. 155.

76) *Ibid.*, p. 335.

77) *Ibid.*, p. 334.

78) *Ibid.*, pp. 334-335.

79) *Ibid.*, p. 292.

80) *Ibid.*, p. 334.

証することによる国家による民衆の救済と、民衆の情念の管理、民衆の生存を保証することで国力を増そうとする統治の論理という二つの側面がみられる。しかし、本稿の目的はネッケルの偽善性を暴き立てることではない。ネッケルにおいて、この両面は決して矛盾するものではなく、その両面が統治を行うためには必要だったといえるのではないだろうか。とりわけ1770年代のフランスで生じていた、民衆の不

満、いつ爆発してもおかしくはない情念に対し、統治者は、その民衆の生きる権利を巧みに利用しながら統治を行わなければならなかったのである。19世紀のフランスは、貧民がもたらす社会問題をめぐりさまざまな統治技術が発達していく時代であった⁸¹⁾。ネッケルの統治論は、そこに至る系譜の一つの祖型を示すものとして重要ではないだろうか。

81) 田中拓道『貧困と共和国——社会的連帯の誕生』人文書院、2006年。